

2022年8月15日

各 位

会社名 ITbook ホールディングス株式会社  
 代表者 代表取締役社長 前 俊守  
 (コード: 1447、東証グロース)  
 問合せ先 執行役員 管理本部長 神谷 修司  
 (電話番号: 03 - 6770 - 9970)

### 第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、2022年8月15日開催の取締役会において、第三者割当により発行される新株式（以下「本新株式」といいます。）及び第4回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行（以下総称して「本第三者割当」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 募集の概要

##### <本新株式の概要>

(1) 払 込 期 日	2022年8月31日
(2) 発 行 新 株 式 数	普通株式 1,520,000株
(3) 発 行 価 額	1株につき423円
(4) 調 達 資 金 の 額	642,960,000円
(5) 募 集 又 は 割 当 方 法 ( 割 当 予 定 先 )	第三者割当の方法によります。 FP 成長支援 F 号投資事業有限責任組合 1,520,000株
(6) そ の 他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

(注) 本新株式の発行要項を末尾に添付しております。

##### <本新株予約権の概要>

(1) 割 当 日	2022年8月31日
(2) 新 株 予 約 権 の 総 数	7,600個（新株予約権1個につき目的となる株数は100株）
(3) 発 行 価 額	新株予約権1個当たり900円（総額6,840,000円）
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	760,000株
(5) 調 達 資 金 の 額	328,320,000円 （内訳） 新株予約権発行分 6,840,000円 新株予約権行使分321,480,000円 上記調達資金の額は、本新株予約権の払込金の総額に、すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。新株予約権の権利行使期間

	内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記調達資金の額は減少します。
(6) 行使価額	1株につき423円
(7) 割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります。 FP成長支援F号投資事業有限責任組合 7,600個
(8) 行使期間	2022年11月30日～2025年6月30日
(9) その他	本新株予約権の行使については、2022年11月30日から2023年6月30日までの期間においては、3,040個が行使可能であり、2023年7月1日から2024年6月30日までの期間に新たに2,280個(累計で5,320個)が行使可能となり、2024年7月1日から2025年6月30日までの期間に新たに2,280個(累計で7,600個)が行使可能となります。また、各期間の末日に未行使の新株予約権が存在する場合、当該未行使新株予約権を翌期に繰り越せるものとします。

(注) 本新株予約権の発行要項を末尾に添付しております。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 本資金調達の目的及び理由

当社は、2022年5月16日付公表の「中期経営計画の変更のお知らせ」に記載のとおり、当社及び当社グループの現状並びに当社グループを取り巻く環境に鑑み、当初の中期経営計画を変更いたしました。

当社は、2018年10月1日にITbook株式会社とサムシングホールディングス株式会社が行った共同株式移転により両社を完全子会社とする株式移転設立完全親会社として設立され、2022年3月末で約3年半が経過しました。その間、事業経験のない分野でのM&Aや、新規事業開拓に目を向けた経営を行ってまいりました。

その結果、グループの財務体力に比して過度となる多数の子会社の創設、経験のない事業への進出による子会社の大幅赤字計上により、配当還元や企業価値向上の将来像が見えない脆弱な財務状況に陥りました。

この状況を改善するため、2021年6月の株主総会で新経営陣をご承認いただいた後、新たな経営方針として、「社会問題解決型企業」と「選択と集中」を掲げております。

#### <経営方針>

- ① 事業の方向性として、「社会問題解決型企業」を新たな目標に掲げ、コア事業を中心に固定概念を捨て多角的な視点で、事業拡大を図ってまいります。
- ② 2023年3月期がグループ全社の変革期であると位置づけ、グループ各社の利益増大・企業価値向上を最優先に掲げ「選択と集中」を意識した事業再編と、財務基盤安定化を進めてまいります。

また、中期経営計画の達成のための施策として、下記4点を掲げております。

#### ① コア事業への投資

これまで進めてきたM&Aや新会社設立等の投資は、コア事業（ITコンサルティング事業、システム開発事業、人材事業、地盤調査改良事業及びこれらに付随する関連事業）を

中心として、シナジー効果と「社会問題解決型企业」を目指し企業規模拡大を図ります。

② 赤字子会社・不採算事業の統廃合・閉鎖による財務基盤安定化と利益を拡大させるグループ体制構築

これまでM&Aや数多くの新規子会社を設立してきましたが、個社別には、売上・利益とも結果が出ず赤字が拡大し、グループ連結決算の利益や財務基盤に悪影響を及ぼす事態となっていました。この問題を改善する必要性を重く受け止め、個社別に将来性を検討した上で、2022年3月末期において、貸倒引当金の拠出、特別損失計上、のれん償却の一括処理、会社閉鎖を見据えた損失引当等を行い、過去の赤字会社を一掃処理することとしました。具体的には子会社8社の統廃合や売却、閉鎖の処理を進めました。

③ 第三者割当増資及び第3回新株予約権残存予約権の消却

2022年3月14日付「第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」で公表したとおり、第三者割当による新株式の発行を決議し、予定どおり2022年3月30日に払込が完了しました。また、2022年3月30日付「第3回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）の取得及び消却の完了に関するお知らせ」のとおり、残存していた第3回新株予約権（潜在株式数1,342,900株）を全株消却いたしました。

④ シンジケートローンの組成

2022年3月9日付「シンジケートローン契約締結に関するお知らせ」のとおり、機動的かつ安定的な資金調達と金融費用の圧縮を行い、資金繰りの安定性確保を目的として、60億円のシンジケートローンを組成しました。

本新株式及び本新株予約権の発行は、上記施策のうち、「①コア事業への投資」の一環として実施するものです。

当社グループのコア事業については、概ね安定的な収益を生み出す事業として成長しております。これらの事業を成長セグメントとして位置付けており、これらの事業へ投資を行うことで、利益を確保しつつ企業成長を図ってまいります。具体的な資金使途については、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期、（2）調達する資金の具体的な使途」をご参照ください。

また、財務基盤の安定化を目的に2022年3月に第三者割当増資を実施しておりますが、「利益を拡大させるグループ体制構築」として実施した赤字子会社の整理により、2022年3月期において多額の特別損失を計上し、親会社株主に帰属する当期純損失935百万円の計上を余儀なくされました。この結果、自己資本が大幅に悪化し、2022年3月末時点の自己資本比率は11.3%（2021年3月期18.4%）となりました。2023年3月期末において利益の出る体制は整いつつありますが、手元現金は運転資本として維持しておく必要がある一方で、中長期的な成長のための投資に資金が必要となっております。銀行借入による調達はさらに自己資本比率を悪化させることから、早急に財務基盤の安定化が必要であり、本新株式及び本新株予約権の発行により自己資本を大幅に増強することで、当社グループの財務基盤は安定化するものと考えております。なお、上記「④シンジケートローンの組成」に記載のとおり、当社は、機動的かつ安定的な資金調達と金融費用の圧縮を行い、グループの資金繰りの安定性確保を目的に、株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとしたシンジケートローン契約を締結し、運転資金として60億円の借入を行っております。本件については、2022年3月末時点で一時的な現金及び預金の増加はあったものの、60億円についてはグループ各社で借入をしていた運転資金に充当された有利子負債との借り換えによりシンジケートローンによる借入枠は残っていない状況であります（60億円のうち約52億円は既存借入への返済に充当し、残りは普通預金として滞留させ、順次運転資金として使用しております。）。今後は、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を活用し当社で資金を一元管理することで、グループ全体の安定的な資金調達、借入金利の低減、グループ全体の資金の流れを効率化してまいります。

なお、本第三者割当によって既存株式の議決権の希薄化が生じるものの、本第三者割当により、中期経営計画の達成に向けた新たな収益獲得・拡大はもとより、財務基盤の安定化を図ることができることから、結果として株主の皆様への利益拡大にもつながるものと考えております。

(参考) 2022年3月14日付「第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」資金充当状況  
当社は、2022年3月14日付「第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」に記載の通り、グループの事業拡大を目的に資金調達を実施しております。現在の資金調達の状況は、下記「(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況 ② 第三者割当増資」に記載のとおり、資金調達額339百万円に対し115百万円を充当しております。なお、当第三者割当における資金調達の未充当額224百万円については、支出予定時期である2023年3月までに充当してまいります。

## (2) 本資金調達方法を選択した理由

当社は、今回の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、株主割当増資等の資金調達手段を検討した結果、本第三者割当を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、今回の資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

間接金融（銀行借入）については、今般の新型コロナウイルス感染拡大による影響を鑑み、既に金融機関からの借入による資金調達を実施してまいりました。しかしながら、金融機関からの借入等を追加して実施する場合、自己資本比率の悪化を余儀なくされることとなります。また、当社が掲げる中期経営計画における財務基盤安定化の方針にも反するため、今回の資金調達方法として、間接金融は望ましくないものと判断するに至りました。

公募増資、株主割当増資については、調達に要するコストが第三者割当による新株式の発行に比べ割高であること、また、公募増資、株主割当増資はより長期の時間を要することから今回の資金調達方法としては適切ではないものと判断するに至りました。

このような状況の中、割当予定先との資金の使用時期や割当予定先による資金投入時期を勘案した協議、交渉を続けた結果、新株と合わせて行使価額及び対象株式数の固定された新株予約権の割当を実施することで、一度に大幅な希薄化が生じることを軽減できるメリットがあることから、新株式及び新株予約権を割当予定先に割り当てる方法で本資金調達を実施することが適当であると判断いたしました。

今回、新株予約権の行使によって調達される金額は資金調達額合計のおよそ 1/3 を占める金額となりますが、転換時の当社株価が行使価格を下回っている場合には株式に転換されない想定であるため、大幅な希薄化を軽減する設計になっております。一方で、新株式によって調達した資金によって取り組む各種施策によって当社の株価が向上し、転換時の当社株価が行使価格を上回っている場合には、株式に転換され更なる希薄化が生じることにはなりますが、新株予約権によって調達した資金によって「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載のとおりの方針を行うことで当社の更なる企業価値向上に繋がるものと判断しております。

当社といたしましては、中期経営計画に掲げました 2025 年 3 月期の売上高 420 億円、営業利益 17 億円を達成するため、まずは安定的な自己資本の充実に努める必要性があると考えております。このような観点から、本第三者割当の方法が適当であると判断いたしました。そして、本第三者割当により調達した資金をもって、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期、(2) 調達する資金の具体的な使途」に充当することにより、中期経営計画を達成すると同時に企業価値の向上を図り、既存株主の利益に貢献するものと考えております。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

払込金額の総額	971,280,000円
発行諸費用の概算額	18,230,000円
差引手取概算額	953,050,000円

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株式の払込金額の総額 642,960,000 円に、本新株予約権の発行価額及び本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額 328,320,000 円を合算した金額であります。なお、本新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権を消却した場合には調達金額が減少する可能性があります。その場合には、下記「(2) 調達する資金の具体的な使途」欄の各資金使途に係る支出予定時期を調整するとともに別途資金調達を検討することにより対応する予定であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本第三者割当に関する弁護士費用及びその他事務費用等（有価証券届出書作成費用及び変更登記費用等）の合計額であります

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
グループ企業の事業拡大資金	953	2022年9月～2026年3月

(注1) 調達した資金は支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。

(注2) 本新株式と本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途は、上記表に記載のとおり同様の使途を予定しております。

#### (資金使途の概要)

本第三者割当により調達する資金の具体的な使途は、次を予定しております。

コア事業を中心とするグループ企業への事業拡大資金として合計 953 百万円の支出（支出予定時期：2022年9月～2026年3月）

- ① グループ各社におけるアクティブな既存顧客基盤（18,000 社超）に対するクロスセルをより効率的に実施し、事業を拡大させるための統合顧客データベース構築及び Web サービス拡充費用として 50 百万円（支出予定時期：2022年9月～2023年3月）

※2022年6月30日付公表の「事業計画及び成長可能性に関する事項」（以下「計画」といいます。）に基づく成長戦略につき、「統合顧客データベース」について、計画に記載の「グループ全社の効率化」の実行にあたり、システムが必要と判断しました。

- ② 地盤調査改良事業を営む株式会社サムシング（本社：東京都江東区、代表取締役会長 前俊守）（以下「サムシング」といいます。）における今後の注力分野として位置付けている非戸建住宅のマーケット獲得の一環として、従来、取扱いが少なかった大型の建物（高層ビル・物流倉庫等）を対象とした地盤改良工事の強化及び高度経済成長期のビル等における「解体ラッシュ」により需要が高まりつつある、解体建物の改良杭の杭抜き・破碎工事サービス分野への進出を目的とした、大型施工機1機の購入費用として150百万円、新規事業（破碎工事）の事業化調査及びそれに伴う設備費用として50百万円（支出予定時期：2022年9月～2025年3月）

※計画に基づく成長戦略につき、計画に記載の「戸建て住宅以外のサービス強化」の実行にあたり、高層ビル・物流倉庫等に向けたサービスを強化するべく、当該機器が必要と判断しました。

- ③ 地盤調査改良事業（不動産事業）を営む株式会社三愛ホーム（本社：埼玉県川越市、代表取締役会長 笠原篤）における販売用不動産の取得費用等として 200 百万円（支出予定時期：2022 年 9 月～2023 年 3 月）
- ④ 人材事業の株式会社イスト（住所：東京都渋谷区、代表取締役社長：前俊守）における教育人材派遣分野の事業拡大を目的とした、福岡県又は愛知県への出店費用として 30 百万円（支出予定時期：2022 年 9 月～2023 年 9 月）
- ⑤ 室内土質試験事業を営む株式会社アースプライム（本社：東京都東村山市、代表取締役社長 大和英一郎）におけるオペレーション効率向上及びボーリング設備増設・移転によるエリア開拓を含む事業拡大を目的とした、技術センター（埼玉県所沢市北岩岡）と資材センター（埼玉県所沢市中富）との統合に係る本社移転費用等として 252 百万円（支出予定時期：2022 年 9 月～2026 年 3 月）
- ⑥ 当社グループの既存事業との相乗効果を期待できる IT 及び建設関連の M&A 費用として 200 百万円（支出予定時期：2022 年 9 月～2026 年 3 月）  
なお、M&A については常に案件探索、検討を複数並行して実施しているため、案件が具体化した場合に迅速に実行するための資金に充当いたします。  
現在想定している M&A の内容としましては、事業計画における「サステナビリティやシナジーを生み出す M&A」の方針に基づき、「事業の選択と集中」を加味した結果、コア事業であるコンサルティング事業とシナジー効果を得られるような IT 関連及び、地盤調査改良事業やその他既存事業における建設・測量業といった当社の業容拡大に資する分野の買収を想定しております。
- ⑦ システム開発事業を営む ITbook テクノロジー株式会社（住所：東京都港区、代表取締役社長：松場 清志）において、事業規模拡大に向けた人材採用費用及び、建築・土木 IoT、環境・防災 IoT・ヘルスケア IoT 等の新商品の開発及び自社 IoT サービスの海外（ASEAN 市場）への拡販費用として 21 百万円（支出予定時期：2023 年 4 月～2026 年 3 月）

（注） 1. ③～⑦は計画に基づく成長戦略の一環です。

2. ①～④は本新株式による資金調達で充当する予定です。

3. ⑤～⑦は本新株発行及び本新株予約権による資金調達で充当する予定です。

なお、不足等が発生した場合には自己資金または銀行借入等で補う予定です。

上述の通り、当社は本資金調達によって調達した資金は中長期にわたってグループ企業の事業拡大に使用する予定であり段階的に資金需要が発生するため、各年度の新株予約権の行使の上限（2022 年 11 月 30 日から 2023 年 6 月 30 日までの期間においては 3,040 個が行使可能であり、2023 年 7 月 1 日から 2024 年 6 月 30 日までの期間に新たに 2,280 個（累計で 5,320 個）が行使可能となり、2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日までの期間に新たに 2,280 個（累計で 7,600 個）が行使可能となります。）を設けております。なお、各期間の末日に未行使の新株予約権が存在する場合、当該未行使新株予約権を翌期に繰り越せるものとしております。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本第三者割当による調達資金を上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、当社の中長期的な事業規模の拡大や、財務体質の一層の強化を図り、安定的かつ強固な経営基盤の確立に繋がるものであると考えております。

## 5. 発行条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

#### ① 本新株式

発行価額につきましては、本第三者割当に係る取締役会決議日（以下「本取締役会決議日」といいます。）である2022年8月15日の直前営業日（2022年8月12日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の終値の469円に対し10.00%ディスカウントである423円を発行価格といたしました。ディスカウント率の決定については、当社の社外取締役や顧問弁護士の助言を受けながら、FP成長支援F号投資事業有限責任組合と交渉し、最終的には、当社の財務状況、株価動向、本第三者割当による希釈化率等を勘案し、10.00%のディスカウントレートとすることで妥結いたしました。

発行価額を本取締役会決議日の直前営業日の当社普通株式の終値を基準として採用したのは、株主の皆様の利益保護の観点から、直近の市場価格を基準とすることが当社の株式価値をより適正に反映しており、最も客観性が高く合理的な価格であると判断のうえ、FP成長支援F号投資事業有限責任組合との間で協議を続けた結果、直前営業日の終値を基準として採用することに妥結したためであります。

当該発行価額に関するFP成長支援F号投資事業有限責任組合との協議に際しては、FP成長支援F号投資事業有限責任組合より、当社のおかれた事業環境及び業績動向や当社の株価推移を勘案し、本第三者割当における発行価額は、当社普通株式の直前営業日の終値に対して一定のディスカウントが必要である旨の申出がありました。これに対し、当社は取締役会において当該発行条件による本新株式第三者割当の実行について審議を重ねました。その結果、①当社は配当還元や企業価値向上の将来像が見えない脆弱な財務状況に陥っており、早期な資金調達が急務であること、②当社の企業価値向上及び株主利益保護の観点から当社の将来の発展のために十分な長期的成長資金を確実に調達する必要があること、③本第三者割当による希釈化率が相応に高いことを勘案すると一定のディスカウントを設けることが望ましいことから、10.00%のディスカウントレートとすることが適切であると判断いたしました。

本新株式の発行価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均480.1円に対する乖離率は11.89%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均491.1円に対する乖離率は13.87%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均479.1円に対する乖離率は11.70%となっております。

当社は、本新株式の発行価額が、当社と利害関係のないFP成長支援F号投資事業有限責任組合と協議のうえで、当社普通株式の客観的な値である市場価格を基準に決定されたものであって、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、合理的な発行価額であると認識しております。当社といたしましては、割当予定先が当社普通株式を原則として中長期的に保有することにより、当社のみならず株主の皆様にも大きなメリットを有しているものと考えております。また、当社監査役3名全員（うち社外監査役2名）は、本新株式の発行価額は、当社普通株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にしていること、本新株式の発行価額は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠して算定されていることから、本新株式の発行条件が特に有利な発行に該当しない旨の取締役会の判断について、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を表明しております。

#### ② 本新株予約権

当社は、第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（所在地：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号）に算定を依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先の間には、重要な利害関係はありません。当該算定機関は、評価基準日の市場環境、当社株価、配当率（0%）、無リスク利子率（-0.091%）、株価変動性（67.91%）、発行会社及び割当予定先の行動、その他第4回新株予約権の発行要項、発行条件及び本投資契約に定められた

諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。

その上で、当社は、第4回新株予約権の発行価額は、公正価値と同額の900円としており、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないと判断しました。

また、本新株予約権の行使に際しては、本新株式の発行価額と同額の423円を行使価額とし、本新株予約権の発行価額900円を対象となる株式数で除した9円を合算した432円を純資産に組み入れるべき1株当たりの金額と設定しております。行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（2022年8月12日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値469円を参考として、終値から10%ディスカウント（1円未満端数切上げ）した金額を採用いたしました。なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1ヵ月間の終値平均480.1円に対するディスカウント率は11.89%、当該直前営業日までの3ヵ月間の終値平均491.1円に対するディスカウント率は13.87%、当該直前営業日までの6ヵ月間の終値平均479.1円に対するディスカウント率は11.70%となっております。

本新株予約権の目的たる株式の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の直前営業日終値を参考値として採用いたしましたのは、取締役会決議日の直前営業日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。また、行使価額を直前営業日終値に対しディスカウントを行いましたのは、他社事例も参考に、当社普通株式の株価動向等を勘案し、割当予定先の投資家としての立場を踏まえ、協議の結果、最終的に当社が決定したものであります。日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」において第三者割当による株式の発行に際して払込金額が取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であることが要請されている点とも整合的であり、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査役3名全員（うち社外監査役2名）も、本新株予約権の発行価額は、独立した第三者算定機関が算定した公正価値と同額であり、また、当該算定機関が算定にあたり前提とした条件、算定方法等に特段不合理な点も見られないことから、本新株予約権の発行条件は特に有利な発行価格に該当せず、適正かつ妥当な価額である旨の意見を表明しております。

## （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行株式数は1,520,000株（議決権数15,200個）、本新株予約権の行使による発行株式数は760,000株（議決権数7,600個）であり、合わせて2,280,000株（議決権数22,800個）となる予定であり、当社の発行済株式総数22,632,701株（2022年8月12日現在）に対して10.07%（議決権総数224,711個に対しては10.15%）の割合で希薄化が生じます。また、2022年3月14日付「第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」で公表し、同月30日に発行した764,700株（議決権数7,647個）を加えた総数は3,044,700株（議決権数30,447個）であり、本第三者割当前の発行済株式総数22,632,701株（2022年8月12日現在）から上記764,700株を控除した21,868,001株に対して13.92%（議決権総数217,064個に対しては14.03%）の割合で希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権については市場株価が行使価格を上回っていない限り、行使されないと想定される場所、かかる場合においては希釈化率はさらに小さくなること、本新株予約権が行使される場合にはこのように相応の希薄化が生じるものの、本資金調達により調達した資金を上記の資金用途に充当することは当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資するものであり、本資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断しております。



6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	FP成長支援F号投資事業有限責任組合										
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号岸本ビルディング2階										
(3) 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律										
(4) 組 成 目 的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ITbook ホールディングス株式会社が、第三者割当増資により発行する普通株式の引受け、所有及び処分</li> <li>・ ITbook ホールディングス株式会社が発行する新株予約権の取得、その行使並びに行使後普通株式の所有及び処分</li> <li>・ 国内取引市場に上場する企業の発行する株式、新株予約権並びに指定有価証券の所有及び処分</li> <li>・ 前各号の規定により、本組合がその株式、新株予約権及び指定有価証券を保有している事業者に対して経営又は技術の指導を行う事業</li> <li>・ 本契約の目的を達成するため、次に掲げる方法により行う業務上の余裕金の運用</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 銀行その他の金融機関への預金又は郵便貯金</li> <li>② 国債又は地方債の取得</li> <li>③ 外国の政府若しくは地方公共団体、国際機関、外国の政府関係機関（その機関の本店又は主たる事務所の所在する国の政府が主たる出資者となっている機関をいう。）、外国の地方公共団体が主たる出資者となっている法人又は外国の銀行その他の金融機関が発行し、又は債務を保証する債権の取得</li> <li>④ 信用力が高い事業会社に対する短期融資</li> </ol>										
(5) 組 成 日	2022年7月1日										
(6) 出 資 額 の 総 額	801,000,000円										
(7) 主 たる 出 資 者 及 び 出 資 比 率	倉和建設株式会社 12.4%										
(8) 無限責任組合員の概要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">名 称</td> <td>フレンドリー・パートナーズ株式会社</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>東京都千代田区丸の内二丁目2番1号岸本ビルディング2階</td> </tr> <tr> <td>代表者の役職及び氏名</td> <td>代表取締役 古川 勝博</td> </tr> <tr> <td>事 業 内 容</td> <td>投資事業組合、投資事業有限責任組合及び匿名組合財産の運用及び管理業務</td> </tr> <tr> <td>資 本 金</td> <td>1,800万円</td> </tr> </table>	名 称	フレンドリー・パートナーズ株式会社	住 所	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号岸本ビルディング2階	代表者の役職及び氏名	代表取締役 古川 勝博	事 業 内 容	投資事業組合、投資事業有限責任組合及び匿名組合財産の運用及び管理業務	資 本 金	1,800万円
名 称	フレンドリー・パートナーズ株式会社										
住 所	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号岸本ビルディング2階										
代表者の役職及び氏名	代表取締役 古川 勝博										
事 業 内 容	投資事業組合、投資事業有限責任組合及び匿名組合財産の運用及び管理業務										
資 本 金	1,800万円										
(9) 上場会社と当該ファンドとの間の関係	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">上場会社と当該ファンドとの間の関係</td> <td>当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。</td> </tr> <tr> <td>上場会社と無限責任組合員との間の関係</td> <td>当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係</td> </tr> </table>	上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。	上場会社と無限責任組合員との間の関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係						
上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。										
上場会社と無限責任組合員との間の関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係										

		者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
--	--	-------------------------------

※ 当社は、割当予定先との面談を実施したうえ、割当予定先からは、割当予定先、その出資者及び無限責任組合員、並びにそれらの役員等及び出資者が反社会的勢力とは一切関係がない旨の表明を個別に得ております。当社は、FP成長支援F号投資事業有限責任組合から、反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。また、当社においても、FP成長支援F号投資事業有限責任組合の無限責任組合員であるフレンドリー・パートナーズ株式会社、並びにそれらの役員及び出資者が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関（株式会社トクチョー 東京都千代田区神田駿河台3-2-1 代表取締役社長荒川 一枝）に調査を依頼し、反社会的勢力との間における関係がない旨の確証を得ており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

## （２）割当予定先を選定した理由

割当予定先である FP 成長支援 F 号投資事業有限責任組合は当社株式及びその他有価証券投資を目的として組成されたりミテッド・パートナーシップ（LPS）であります。無限責任組合員であるフレンドリー・パートナーズ株式会社は、これまで複数の上場会社への有価証券投資を目的として組成された LPS における無限責任組合員の経験を有しています。同社とは取引関係には無かったものの当社代表取締役社長の前俊守が同社の代表取締役社長古川勝博氏と長年懇意の間柄であったこともあり、2022 年 5 月下旬頃に当社グループが、今後の財務基盤の安定化、成長戦略を計画するうえで、今般の第三者割当増資の引受けを相談したところ、引受けの意向表明をいただきました。

当社は、資金調達に際して、当社の事業モデル、経営方針、資金需要等の当社の状況を深く理解し尊重していただける割当先であること、及び最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを重視しており、また、既存株主の利益への配慮を充分に行いたいという意向をもっておりました。これらを勘案して検討を行った結果、同組合を割当先として選定することが当社の企業価値及び株式価値の向上並びに既存株主の皆様の利益に資すると判断いたしました。

## （３）割当予定先の保有方針

本第三者割当の割当予定先である FP 成長支援 F 号投資事業有限責任組合は、本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式について、当社の企業価値向上を期待した純投資である旨の意向を表明しておりますが、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載の通り、当社は本資金調達によって調達した資金は中長期にわたってグループ企業の事業拡大に使用する予定であることから、当社との間で、本第三者割当に係る払込期日から 2025 年 6 月 30 日までの間、当社の書面による事前の承諾なく（但し、当社の 1 株当たりの市場株価が本新株式に係る払込金額の 2 倍相当額以上である場合を除きます。）、本新株式を第三者に対して譲渡しないことについて合意いただいております。

なお、当社は、割当予定先から、本新株式の払込期日から 2 年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先における投資事業有限責任組合契約上、割当予定先の出資者による出資金の払込期日が2022年8月25日とされているため、本日現在において、割当予定先の預金口座には本新株式及び本新株予約権の発行総額に足りる預金残高を確認できておりませんが、割当予定先からは、当該投資事業有限責任組合契約に基づき2022年8月25日までに全ての出資金の払込が完了し、払込当日(2022年8月31日)までに十分な資金を用意できる旨の誓約書を入手しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株式及び本新株予約権の発行価額の総額の払込に要する金額を有していると判断いたしました。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募 集 前		募 集 後	
前 俊守	5.84%	FP 成長支援 F 号投資事業有限責任組合	9.15%
NEW ART INVESTMENT LIMITED (常任代理人：三田証券株式会社)	4.47%	前 俊守	5.24%
株式会社ホワイトストーン	3.71%	NEW ART INVESTMENT LIMITED (常任代理人：三田証券株式会社)	4.01%
a uカブコム証券株式会社	2.98%	株式会社ホワイトストーン	3.33%
株式会社NEW ART HOLDINGS	2.42%	a uカブコム証券株式会社	2.68%
株式会社UNS	1.79%	株式会社NEW ART HOLDINGS	2.18%
BNY GCM ACCOUNTS M NOM (常任代理人：株式会社三菱UFJ銀行)	1.79%	株式会社UNS	1.61%
大和ハウス工業株式会社	1.48%	BNY GCM ACCOUNTS M NOM (常任代理人：株式会社三菱UFJ銀行)	1.60%
恩田 饒	1.33%	大和ハウス工業株式会社	1.33%
ITbookホールディングス社員持株会	1.09%	恩田 饒	1.20%

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

2. 募集前の大株主及び持株比率は、2022年3月31日時点の株主名簿を基準としております。

3. 募集前の持株比率については、2022年3月31日現在の普通株式に係る発行済株式総数(22,349,701株)を用いて算出しております。

4. 募集後の持株比率については、2022年8月12日時点の発行済株式総数(22,632,701株)に本第三者割当て発行される本新株式による発行株式1,520,000株及び本新株予約権の目的となる株式760,000株を加えた数を募集後の普通株式に係る発行済株式総数として算出しております。

## 8. 今後の見通し

本第三者割当は、中長期的な企業価値の向上を資するものと見込まれますが、当社の2023年3月期の連結業績に与える影響は軽微であると考えます。

また、2022年5月16日付公表の「中期経営計画の変更のお知らせ」に記載の中期経営計画に変更はありません。

## 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意見確認手続きは要しません。

## 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績（連結）

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
売上高	21,224,761千円	22,830,151千円	26,286,226千円
営業利益	155,826千円	152,439千円	97,034千円
経常利益又は 経常損失（△）	140,737千円	196,887千円	15,575千円
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失（△）	83,156千円	△358,005千円	△935,886千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失（△）	4.20円	△17.78円	△43.48円
1株当たり配当金	0.0円	0.0円	0.0円
1株当たり純資産	121.10円	131.12円	92.12円

### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2022年8月12日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	22,632,701	100.00%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
始 値	400 円	330 円	463 円
高 値	604 円	1060 円	661 円
安 値	262 円	316 円	336 円
終 値	330 円	463 円	625 円

②最近6か月間の状況

	2022年3月	2022年4月	2022年5月	2022年6月	2022年7月	2022年8月
始 値	380 円	629 円	455 円	487 円	550 円	477 円
高 値	661 円	629 円	518 円	553 円	588 円	486 円
安 値	375 円	430 円	386 円	472 円	460 円	453 円
終 値	625 円	463 円	492 円	547 円	477 円	469 円

(注) 2022年8月の株価については、2022年8月12日現在で表示しております。

③発行決議日前営業日における株価

	2022年8月12日
始 値	463 円
高 値	470 円
安 値	462 円
終 値	469 円

## (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

## ① 第三者割当による第3回新株予約権の発行

割 当 日	2021年1月4日
発行新株予約権数	30,000個
発行価額	総額14,550,000円(新株予約権1個当たり485円)
発行時における調達予定資金の額(差引手取り概算額)	1,817,550,000円(差引手取り概算額 1,810,350,000円) (内訳) 新株予約権発行分 14,550,000円 新株予約権行使分 1,803,000,000円
行使価額	1株あたり当初601円
募集時における発行済株式数	19,806,901株
当該募集による潜在株式数	3,000,000株
現時点における行使状況	行使済株式数:1,657,100株 (残存株式予約権数 13,429個) 未行使分13,429個(1,342,900株)については、取得条項に基づき、2022年3月30日に残個数の全部を取得するとともに、取得後ただちに消却いたしました。
現時点における調達した資金の額	774,080,100円
割 当 先	モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社
発行時における当初の資金使途	① IT分野での積極的投資:380百万円 ② グループ企業の事業拡大のための投資及びM&A資金:900百万円 ③ 金融事業の事業拡大資金:200百万円 ④ 借入金の返済:330百万円
発行時における支出予定時期	① 2021年4月~2023年3月 ② 2021年4月~2022年9月 ③ 2021年4月~2023年3月 ④ 2021年4月~2023年3月
現時点における充 当 状 況	① IT分野での積極的投資:164百万円 ② グループ企業の事業拡大のための投資及びM&A資金:200百万円 ③ 金融事業の事業拡大資金:200百万円 ④ 借入金の返済:210百万円

(注) 2022年3月30日付けで、残存する第3回新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちに消却いたしました。

② 第三者割当増資

払 込 期 日	2022年3月30日
調 達 資 金 の 額	344,879,700円（差引手取概算額：339,179,700円）
発 行 価 額	1株につき451円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	21,585,001株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	764,700株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	22,349,701株
割 当 先 及 び 割 当 株 式 数	大和ハウス工業株式会社 332,500株 前 俊守 388,000株 松場 清志 22,100株 石田 伸一 22,100株
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	グループ企業の事業拡大資金：339百万円 ・サムシング株式会社： ①大型施工機（GI130）の購入費用 65百万円 ②北信越エリアへの進出を目的とした新規出店費用 50百万円 ・NEXT株式会社：拠点拡大及び派遣人員採用の強化費用 64百万円 ・ITbook テクノロジー株式会社：人材採用費用、新商品開発及び海外への拡販費用 60百万円 ・東京アプリケーションシステム株式会社：人材採用費用、群馬・長野エリアへの拡大費用 50百万円 ・みらい株式会社：サテライトオフィスの新規開設及び人材採用費用 50百万円
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	2022年4月～2023年3月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	・大型施工機（GI130）の購入費用 65百万円 ・北信越エリアへの進出を目的とした新規出店費用 50百万円 充当額合計 115百万円 未充当額 224百万円につきましては2023年3月までに投資を予定しております。

以上

新株発行要項

1. 募集株式の種類  
ITbook ホールディングス株式会社 普通株式
2. 募集株式の数  
1,520,000 株
3. 募集株式の払込金額  
1 株につき 423 円
4. 募集株式の払込金額の総額  
642,960,000 円
5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
増加する資本金の額は、321,480,000 円（1 株につき 211.5 円）とし、増加する資本準備金の額は 321,480,000 円（1 株につき 211.5 円）とする。
6. 払込期日  
2022 年 8 月 31 日
7. 払込取扱場所  
株式会社三菱 UFJ 銀行 小岩支店
8. 発行方法  
第三者割当ての方法による。
9. その他の発行要領  
特になし

以 上



**ITbook ホールディングス株式会社**  
**第 4 回新株予約権**  
**発 行 要 項**

## 1. 本新株予約権の名称

ITbook ホールディングス株式会社第 4 回新株予約権

## 2. 申込期間

2022 年 8 月 31 日

## 3. 割当日

2022 年 8 月 31 日

## 4. 払込期日

2022 年 8 月 31 日

## 5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権を FP 成長支援 F 号投資事業有限責任組合に割り当てる。

## 6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 760,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率

(3) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 10 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 7. 本新株予約権の総数

7,600 個

## 8. 本新株予約権の払込金額

金 6,840,000 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 9.0 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初423円とする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \times \text{1株当たりの} \text{処分株式数} \text{ 払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(無償割当てによる場合を含む。但し、ストックオプション制度に基づき新株予約権を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して、当該調整前に本号③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- ⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[ \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
11. 本新株予約権を行使することができる期間  
2022年11月30日から2025年6月30日までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件
- (1) 本新株予約権の一部行使することができる。
- (2) 本新株予約権の行使については、2022年11月30日から2023年6月30日までの期間においては、3,040個が行使可能であり、2023年7月1日から2024年6月30日までの期間に新たに2,280個（累計で5,320個）が行使可能となり、2024年7月1日から2025年6月30日までの期

間に新たに2,280個（累計で7,600個）が行使可能となるものとする。また、各期間の末日に未行使の新株予約権が存在する場合、当該未行使新株予約権を翌期に繰り越せるものとする。

#### 13. 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### 14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき公表を行った場合又は当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って取得日の2週間前までに通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日より前のいずれかの日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

(2) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

#### 15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第11項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

#### 17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。

#### 18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金900円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、2022年8月12日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に0.9を乗じた金額に相当する金額とした。

#### 19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

#### 20. 払込取扱場所

三菱UFJ銀行 小岩支店

21. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

22. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、代表取締役に一任する。

以 上